

社会福祉法人長岡三古老人福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人長岡三古老人福祉会（以下「当法人」とする）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

(報酬等の算定支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額及び支給方法は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬は、別表1及び別表2に定める
- (2) 退職記念金は、別表3に定める（但し、施設長等の施設職員は除く）
- (3) 賞与は支給しない
- (4) 法人用務における出張は、当法人役員等の費用弁償の支給に関する規則に定めるとおり

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

※この規程の施行に伴い、従前の役員の報酬の支給に関する規則は廃止する。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から適用する。

別表1（役員等の基本報酬）

役職名	報酬額(所得税控除前)
理事長	50,000円/月
理事(常勤)	10,000円/月
評議員・理事(非常勤)・監事	30,000円/年

※1. 月額を支給時期は就任の翌月から毎月21日に支給し、年額を支給時期は就任後最初に迎える6月の定時評議員会の翌月21日に支給する（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支給する）

※2. 月の途中における就任・退任・解任は、その日の属する月を含め月数按分する

別表2（非常勤役員等の加算報酬）

項目	報酬日額(所得税控除前)	費用弁償
評議員会・理事会・監査への出席	10,000円	公共交通機関の実費
上記以外の業務	5,000円	

※翌月21日に支給する（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支給する）

別表3（退職記念金）

退職時における報酬年額×係数

役員等就任期間	係数
1年未満	0
1年以上 5年未満	1
5年以上10年未満	3
10年以上15年未満	4
15年以上20年未満	6
20年以上	7

※1. この退職記念金については当法人定款に定める報酬等の上限額には含まない

※2. 支給時期は退職の事実から3か月以内に支払う

※3. 理事長に対する支給額については都度、評議員会の決議によって定める